

市民参加協働部・上田地域自治センター

平成29年度 重点目標

- 1 地域内分権確立に向けた地域の自治の推進
- 2 参加と協働のまちづくりの推進
- 3 住民自治に向けた取組への支援
- 4 人権が尊重され男女がともに参画できるまちづくり
- 5 外国籍市民の自立と社会参加による多文化共生のまちづくり

重点目標	地域内分権確立に向けた地域の自治の推進		部局名	市民参加協働部 上田地域自治センター	優先順位	1
総合計画における位置付け	第1編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第1章 自治の推進による活力ある自立した地域社会の実現 第2節 地域内分権による地域の自治の推進	まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	戦略 ひと・地域の輝き戦略 施策体系 地域主体のまちづくりを進める地域内分権推進	2014市長マニフェスト における位置付け	I-2-②	
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け	(3) 市民満足度を向上させる、人・組織の改革 カ 地域内分権による地域の自治の推進					
現況・課題	<p>市民協働による新たな住民自治の創出を目指し、新市発足以降、まちづくりの基本に据えて進めている「地域内分権」については、最終工程と位置付ける第4ステージを迎える中、地域において住民が主体となる「住民自治組織」の設立を目指すとともに、その活動に対する支援策として「地域担当職員」の配置及び「地域予算」の確立に向けて取り組んでいます。</p> <p>「住民自治組織」について、まずは住民代表と市職員で構成する「地域経営会議」を地域協議会単位で設立いただき、住民自治組織の設立をはじめ、今後のまちづくりの検討を経て設立いただくこととしています。住民自治組織設立のモデル地区とした神科・豊殿、川西、丸子地域では「神科」「豊殿」「川西」「丸子」の4組織が設立され、組織運営の定着化のための活動と「地域まちづくり計画」の策定などを行っています。また、城南、塩田、真田、武石地域においても平成28年3月に地域経営会議が設立され、地域課題と住民自治組織の枠組みなどについて協議がされ、武石では平成29年3月に住民自治組織を設立、他の3地域でも平成29年度の早い時期の設立を予定しています。西部地域においては、平成28年12月に地域経営会議を設立し、地域課題についての協議が始まっています。</p> <p>今後は、中央地域での話し合いを進め、市内全域で地域内分権の足並みが揃えられるよう取り組むとともに、地域内分権の進捗に合わせ、市の支援策も更に整えていく必要があります。</p>					
目的・効果	自治基本条例の基本理念を踏まえ、地域住民自らが参加・参画し、地域内の課題を解決できる仕組みを構築することにより、地域住民と行政の協働による地域自治を確立し、地域が健康で元気なまちを創り上げることで「健（康）幸福（福）都市」の実現を目指します。					
取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）		
① ○住民自治組織の設立促進と組織運営、活動の支援 ・設立2年目の地域では、本格化する活動を人的、財政的に支援するとともに、設立初年度の地域では、組織運営と活動の円滑な推進の基礎づくりを支援します。 ・新たに地域経営会議を設立した西部地域では、住民自治のあり方などについて検討を進め、住民自治組織の設立を促進します。 ・中央地域では、地域経営会議の設立を促進します。	年度末まで	・住民自治組織設立地域においては、それぞれの組織の成熟度合いに応じ、活動の支援やまちづくり計画策定、組織定着化の支援を行います。 ・西部地域では、まちづくり計画原案の策定などを進め、住民自治組織の設立を目指します。 ・中央地域では、地域経営会議の設立を目指します。	設立2年目の神科、豊殿、川西、丸子の4組織では、引き続き地域まちづくり計画の策定や、広報活動などを人的、財政的に支援しています。 新たに設立された城下、川辺泉田、塩田、真田、武石の各組織では、事務員・事務所などの運営基盤整備の支援と、組織定着化のための広報活動などを支援しています。 西部地域では地域経営会議での協議により、住民自治組織の範囲を西部塩尻とすることが決定され、地域課題の洗い出しを行っています。 中央地域では、地区自治会連合会ごとの説明懇談会を実施し、地域経営会議設立の合意がなされました。	設立2年目の神科、豊殿、川西、丸子の4組織では、引き続き地域まちづくり計画の策定や、広報活動などを人的、財政的に支援しました。 新たに設立された城下、川辺泉田、塩田、真田、武石の各組織では、事務員・事務所などの運営基盤整備の支援と、組織定着化のための広報活動などを支援しました。 西部地域では地域経営会議での協議により、住民自治組織の範囲を西部塩尻とすることが決定され、西部振興協議会を加えて、規約案、組織案の協議を行いました。 中央地域では、地区自治会連合会ごとの説明懇談会を実施し、平成29年12月20日に地域経営会議が設立されました。		
② ○地域担当職員の配置などによる地域支援 地域担当職員を地域自治センター等に配置し、地域内分権への住民意識を高めながら、地域経営会議や住民自治組織の取組を支援します。 また、地域担当職員未配置の地域では、市民参加・協働推進課、地域自治センターの職員が取組を支援します。	年度末まで	地域担当職員等により、地域経営会議や住民自治組織の設立を促進します。 また、設立組織の円滑な運営や活動の支援を行います。	昨年に引き続き、城南、神科・豊殿、塩田、川西、武石の各地域に地域担当職員を配置し、住民自治組織の運営や活動を支援しています。 また、新たに西部地域に地域担当職員を配置し、地域経営会議の運営を支援し、住民自治組織設立を推進しています。 その他地域では、当課職員、自治センター職員がそれぞれの進捗状況に応じた支援を行っています。	昨年に引き続き、城南、神科・豊殿、塩田、川西、武石の各地域に地域担当職員を配置し、住民自治組織の運営や活動を支援しました。 また、新たに西部地域に地域担当職員を配置し、地域経営会議の運営を支援し、住民自治組織設立を推進しました。 その他地域では、当課職員、自治センター職員がそれぞれの進捗状況に応じた支援を行いました。		
③ ○地域予算の確立 住民自治組織を設立した神科・豊殿、川西、丸子、武石の各地域及び新たに設立予定の城南、塩田、真田地域の住民自治組織に対して交付金による支援を行うほか、わがまち魅力アップ応援事業の交付金化を踏まえ、制度確立に向けて庁内で更に検討を行います。	年度末まで	交付金の最終的な制度確立を見据えて庁内での検討を進めます。	昨年度に引き続き、新たな交付金制度の確立に向け、関係部署と協議を行っています。	理事者協議の結果、平成30年度に、自治会に委託している事業や補助事業を見直しを検討し、その財源を交付金に充当することにより基金充当額を削減するとともに、委託事業、補助事業のうち住民自治組織への移行が可能なものの洗出しを行い、自治会の負担軽減を検討することとなった。		
④ ○地域協議会の今後のあり方の検討 全市的な住民自治組織の設立を見据え、新市発足以降設置している「地域協議会」の今後のあり方について検討を行います。	第6期（H28～H29）の間	地域協議会の開催頻度や開催内容について検証を重ね、第7期（H30～H31）協議会の設置方針に反映させます。	第6期（H28～H29）の開催状況は、住民自治組織の設立等により、地域によって大きな差が出ている状況があります。 （H28年度 最少年間3回、最多年間13回） 現状や課題の整理・検証を行い、今後、各地域協議会事務局との協議を行っていきます。	第6期（H28～H29）の開催状況は、住民自治組織の設立等により、地域によって大きな差が出ている状況があり、平成30年からの第7期の任期中に現状や課題の整理・検証を行い、方向性の検討を行います。		
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 「住民が主役のまちづくり」の仕組みとなる地域内分権確立に向けた取組である。		○取組による効果・残された課題 中央地域での設立を進める必要があります。 自治会の負担軽減を検討しながら新たな交付金制度を確立する必要があります。			

平成29年度 重点目標管理シート

重点目標	参加と協働のまちづくりの推進		部局名	市民参加協働部	優先順位	2
総合計画における位置付け	第1編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第1章 自治の推進による活力ある自立した地域社会の実現 第1節 参加と協働による自治の推進	まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	戦略 ひと・地域の輝き戦略 施策体系 地域主体のまちづくりを進める地域内分権推進	2014市長マニフェストにおける位置付け	I-2-②	
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け	(1) 住みたい住み続けたいと思うまちづくりへの改革 (3) 市民満足度を向上させる、人・組織の改革		オ 市民と行政との情報共有化の推進 カ 地域内分権による地域の自治の推進			
現況・課題	上田市の自治の基本原則を定める「自治基本条例」については、施行から5年目にあたる平成27年度に、上田市自治基本条例検証委員会において検証を行い、条例の改正を行いました。条例検証委員会からの提言（条例の改正、逐条解説の見直し、条例の運用にかかる提言）を踏まえ、改正条例に対する職員の理解を深めるほか、市民に対しても様々な機会を捉え、自治基本条例の理念の浸透に努める必要があります。また、この条例に掲げる「参加と協働」の理念を具体化していくため、平成26年度に策定した「上田市協働のまちづくり指針」に基づき、必要な環境づくりに取り組むとともに、まちづくりの担い手として位置づける地域コミュニティの支援や、地域リーダーの育成に取り組む必要があります。					
目的・効果	上田市自治基本条例について、検証委員会からの提言や「協働のまちづくり指針」を基に、市民参加と協働推進の環境づくり、地域コミュニティの活動支援、さらに地域リーダーの育成に取り組むことによって、自治基本条例を実効性あるものにしていきます。					
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）	
①	○自治基本条例の基本理念「参加と協働」の具体化 (1) 自治基本条例の浸透・周知を図ります。 (2) 自治会のコミュニティ活動の支援に取り組めます。 (3) 「協働のまちづくり指針」に基づく、協働の理解促進と協働推進のための環境づくりに取り組みます。 (4) パブリックコメントの制度化に取り組めます。	年度末まで	(1) 職員研修、出前講座を開催します。 (2) 各種助成制度について記載した「自治会対象補助制度等資料集」を提供するとともに、制度についての相談事務を行い、自治会運営の支援を行います。 (3) 「協働のまちづくり指針」に基づき、各課所への「協働推進員」を設置します。 協働フォーラムを開催します。 (4) パブリックコメントの制度化に向け、庁内検討委員会(案)の設置・検討を行います。	(1) 職員研修（H30.2予定）に向け準備中です。 (2) ホームページの申請書様式等について、書き方例や詳細な資料を追加掲載し、利便性を向上しました。資料集についても30年3月開催の自治会連合会総会での配布に向け準備中です。 (3) 「協働推進員」の設置に向け準備中です。協働フォーラムの開催に向け準備中です。 (4) 制度化に向け、庁内検討委員会をH29.8に設置し、要綱（案）の制定に向け協議中です。	(1) 職員研修（H30.1.11）を行いました。 (2) 申請書様式をホームページからダウンロードできるようにして利便性の向上を図りました。資料集も再編集して読みやすくし、H30年3月開催の自治会連合会総会での配布を行いました。 (3) 「協働推進員設置規定」を整備、平成30年度から庁内各課所に設置することとしました。 (4) 「市民意見募集手続に関する要綱」として制度化をして、平成30年度から実施することとしました。	
②	○市から依頼する委員等の見直し (1) 市内全域での住民自治組織の設立を見据え、現在自治会や地区自治会連合会に依頼している各種委員について、その選出方法や人数について調査を行い、自治会や地区自治会連合会の負担軽減について検討します。	年度末まで	(1) 自治会や地区自治会連合会に委員等の選出を依頼している事項について、庁内関係各課への調査を行います。 (2) 調査内容に基づき、委員数削減に向けた検討を行い、関係各課との協議を実施します。	(1) 庁内の関係各課へのヒアリングを行い、調査を行っている。 (2) 調査内容に基づき、関係各課との協議に向け準備中	(1) 庁内の関係各課へのヒアリング、調査を行いました。 (2) 定数、選出区分等の見直しについて依頼をしました。	
③	○わがまち魅力アップ応援事業による地域の主体的な取組の促進 (1) 平成29年度事業を有効かつ適切に実施します。 (2) 事例集の発行など周知に努め、効果的な活用につなげます。 (3) 予算規模の縮小に伴い、募集回数や時期について検討します。	年度末まで	(1) 複数回募集を行うほか採択事業を積極的に支援します。 (2) 事例集を作成し自治会等関係団体へ配布、ホームページへ掲載する等、市民への一層の周知を図ります。 (3) 過去の応募状況等を検証し、募集回数、時期について検討します。	(1) 今年度の2回目までの募集で市全体で応募は111件で、全て採択され、自治会や市民活動団体の主体的な取組を支援しています。9月に行った第3回目の募集では、市全体で3件の応募があり、地域協議会等で審査を行う予定。 (2) 平成28年度実施事業の事例集については、10月末の発行予定で作成中。関係者や自治会などへの配布、地域協議会での報告会の実施などにより、周知を図ります。 (3) 今年度の募集・採択結果を見て検証を行っていきます。	(1) 平成29年度は112件（新規20件、継続92件）の事業を採択し、総額で45,763千円の補助を行いました。 (2) 平成28年度実施事業の事例集を10月に650部発行し、関係者や自治会等への配布のほか、地域協議会での報告会の実施、庁舎でのパネル展示、HP等で広く周知を図りました。また、HPでのイベント情報の発信も積極的に行いました。 (3) 平成29年度は、例年どおり3回募集を行いました。	
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 自治基本条例や、協働指針に基づく、市民参加・協働の基本となる取り組みである。			○取組による効果・残された課題		

重点目標		住民自治に向けた取組への支援			部局名	上田地域自治センター	優先順位	3
総合計画における 位置付け	第1編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第1章 自治の推進による活力ある自立した地域社会の実現 第2節 地域内分権による地域の自治の推進	まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	戦略 ひと・地域の輝き戦略 施策体系地域主体のまちづくりを進める地域内分権推進	2014市長マニフェスト における位置付け				
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け								
現況・課題	各地域では、第二次上田市総合計画に位置付けられた「地域特性と発展の方向性」の実現に向けた地域課題の解決や新たな価値を創造する活動など、自治会や振興会、市民活動団体等による主体的な取組が展開されています。住民自治による「地域の個性や特性を生かした魅力ある地域づくり」を進めるためには、地域コミュニティの活性化や団体間の連携（ネットワーク化）を一層推進し、住民が主体となって自ら「決定」し「実行」する機能を有した組織づくりを進める必要があります。							
目的・効果	市民と行政が地域課題や目的意識を共有し、役割と責任を担い合いながら連携、協力することで、自治基本条例に掲げる参加と協働を具現化し、地域のことは地域で考え、行動する地域づくりを推進することにより、地域内分権確立に向けた機運の醸成を図ります。							
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）			
①	○神科・豊殿それぞれの住民自治組織がまちづくり計画の策定および、計画に基づく事業運営を支援します。地域おこし協力隊による地域活動の支援します。（豊殿地域自治センター）	年度末まで	神科・豊殿の住民自治組織のまちづくり計画に基づく円滑な事業運営を支援します。わがまち魅力アップ応援事業や地域おこし協力隊事業による地域振興・活性化活動を支援します。	神科まちづくり委員会、豊殿まちづくり協議会はそれぞれ「まちづくり計画」を策定中です。また、青少年育成・道路交通など複数の部会に分かれて具体的な事業を計画実施しています。わがまち魅力アップ応援事業については、新規事業の応募は減少していますが、複数年度に跨る継続事業が実施されています。地域おこし協力隊は7月から1名増員となり、棚田を中心に活動中です。	神科まちづくり委員会、豊殿まちづくり協議会はそれぞれ「まちづくり計画」を策定した。30年度はこの計画に基づき手な事業を計画実施していく。わがまち魅力アップ応援事業については、10件の事業が実施された。（新規2件、継続8件）地域おこし協力隊は棚田の売上を伸ばすとともに地域振興のための「NPO法人」を設立し地域の活性化のため活動した。			
②	○地域活動への支援を通じて地域におけるまちづくりの機運を高め、住民が主体となった自治の仕組みづくりを進めます。（塩田地域自治センター）	年度末まで	わがまち魅力アップ応援事業等を活用してまちづくり活動を支援します。また、自治会や関係団体等が連携した住民自治組織の設立を促進するとともに、定着化に向けて支援することにより塩田地域に相応しい自治の仕組みづくりを進めます。	わがまち魅力アップ応援事業により11件（第2回募集分 新規2件、継続9件）の住民の主体的な取組を支援しています。住民自治組織の設立に向け、地域経営会議（塩田地域自治組織設立検討委員会）で検討を重ねた結果、6月に塩田全域を対象とする「塩田まちづくり協議会」が設立されました。現在、交付金を交付するとともに事務所備品の整備や住民意識調査など組織運営が円滑に進められるよう支援しています。	わがまち魅力アップ応援事業により12件（新規3件、継続9件）の住民の主体的な取組を支援しました。6月に住民自治組織「塩田まちづくり協議会」が設立されて以降、活動の指針となる「まちづくり計画」の策定に向けた取組や、「総務」・「防災安全」・「健康福祉」・「教育文化」・「地域振興」・「環境保全」の6つの部会の設置など住民自治の仕組みづくりに向け組織運営が円滑に進められるよう支援しました。			
③	○住民自治組織（川西まちづくり委員会）の活動を支援するとともに、地域おこし協力隊等により地域住民が主体的に取り組む活動を支援します。（川西地域自治センター）	年度末まで	住民自治組織の円滑な活動実施を支援するとともに、わがまち魅力アップ事業や地域おこし協力隊事業により地域活動を支援します。	住民自治組織（川西まちづくり委員会）の活動について、事業の実施、まちづくり計画策定など、運営委員会他5回、各部会29回の会議開催を支援しました。地域おこし協力隊員について、9月から新隊員が1名着任しました。わがまち魅力アップ事業8件（第2回募集分新規1件、継続7件）により、住民の主体的な取り組みを支援しています。	住民自治組織（川西まちづくり委員会）の活動について、事業の実施、まちづくり計画策定など、運営委員会他8回、各部会52回の会議開催を支援しました。地域おこし協力隊の活動について、関係団体と6回の定期協議を実施しました。わがまち魅力アップ事業8件（第2回募集分新規1件、継続7件）により、住民の主体的な取り組みを支援しました。			
④								
⑤								
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			○取組による効果・残された課題				

重点目標 重点目標管理シート

重点目標	人権が尊重され男女がともに参画できるまちづくり		部局名	市民参加協働部	優先順位	4
総合計画における 位置付け	第1編 市民が主役のまちづくり 第2章 すべての人の人権が尊重されるまちづくり 第1節 一人ひとりの人権が尊重される社会の実現 第2節 女性と男性が互いに尊重しあい、個性と能力を十分発揮できる社会の実現	まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	戦略 施策体系	2014市長マニフェスト における位置付け		
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け						
現況・課題	上田市の人権施策の基本的な事項を定めた「上田市人権尊重のまちづくり条例」及び「上田市人権施策基本方針（第一次改訂）」に沿って、あらゆる人権問題の解決に向け、人権意識の高揚を図るなど人権施策を総合的に進めていく必要があります。特に児童虐待、いじめ、DV、インターネットによる人権問題のほか新たに発生する人権問題への対応などが求められています。男女共同参画の推進では、施策の基本的な事項を定めた「上田市男女共同参画推進条例」に沿って策定された「第3次上田市男女共同参画計画（H29～H33）」に基づき、市民一人ひとりが性別に関わりなく、心豊かに暮らせる男女共同参画社会の実現を目指して取り組む必要があります。					
目的・効果	人権尊重の都市宣言をもつ上田市にとって、市民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現することは最も必要なことであります。そのためにも「上田市人権施策基本方針（第一次改訂）」に基づき、各種施策を進める必要があります。「人権尊重」の意識が市民にとってより身近なものとなるよう啓発、相談及び支援体制を整え、差別のない明るいまちづくりを目指します。本年度は「第3次上田市男女共同参画計画」（平成29年度から33年度）の初年となります。計画しているさまざまな分野での取り組みにより、女性と男性が互いに人権を尊重し合い、それぞれの能力を発揮できる社会の実現を目指します。					
取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）		
① ○人権等に関する相談・支援体制の整備・充実 (1) 人権擁護委員による人権相談 上田・丸子・武石・真田の各地域での特設相談（上田・丸子月1回、真田年2回、武石隔月1回） 毎週月・水・金曜日の常設相談（法務局連携） 子ども心配ごと相談、女性の悩みごと相談 (2) 同和問題に関する相談 隣保館及び市民団体による人権相談	(1) 通年 (2) 通年	法務局と連携し、人権擁護委員による相談事業を進めます。同和問題については、隣保館及び関係部署・団体と連携して取り組みます。	(1) 人権擁護委員による人権相談 人権悩みごと相談を毎週月・水・金曜日（法務局）、上田（月1回）、丸子地区（6回）、真田地区（1回）、武石地区（3回）で実施したほか、人権擁護委員の日特設相談、女性の悩みごと相談（1回）、子どもの心配ごと相談（1回）を実施しました。 (2) 同和問題に関する相談 解放会館（3館）、解放センター及び部落解放同盟上田市協議会において相談を実施しました。	(1) 人権擁護委員による人権相談 人権悩みごと相談を毎週月・水・金曜日（法務局）、上田（月1回）、丸子地区（11回）、真田地区（2回）、武石地区（5回）で実施したほか、人権擁護委員の日特設相談、女性の悩みごと相談（2回）、子どもの心配ごと相談（1回）、人権週間中の人権相談を実施しました。 (2) 同和問題に関する相談 解放会館（3館）、解放センター及び部落解放同盟上田市協議会において相談を実施しました。		
② ○男女共同参画事業の推進 (1) 「第3次上田市男女共同参画計画」の啓発 出前講座や男女共同参画コミュニケーターによる啓発推進、研修会の開催 (2) 市民フェスティバルの開催 (3) 女性団体の合同事業・研修会の開催 (4) 講演会、講座の開催 (5) 事業者表彰の実施	(1) 通年 (2) 7月1日 (3) 通年 (4) 通年 (5) 3月	第3次上田市男女共同参画計画の啓発を市民と協働し取組みます。また、女性団体の研修などグループ間交流を進めます。 ・講演会 2回 ・男女共同参画講座 2講座 ・研修会 1回 ・表彰 2団体	(1) 出前講座 2回 (2) 市民フェスティバル 事業者表彰発表・講演会「『マチ弁』がみた15人の最高裁判事の素顔」7/1 参加者240人 (3) 女性団体合同会議1回 (4) 講演会1回・講座2回 (5) 男女共同参画推進事業者表彰広報うえだ9/16にて募集記事掲載	(1) 出前講座 5回 事業者表彰事例集・イクボス啓発チラシの作成 (2) 市民フェスティバル 事業者表彰発表・講演会「『マチ弁』がみた15人の最高裁判事の素顔」7/1 参加者240人 (3) 女性団体合同事業（1/12上田市平和記念事業） (4) 講演会4回（シルキーフォーラム、国際女性デーほか2回）、映画上映1回 (5) 男女共同参画推進事業者表彰 2事業者表彰		
③ ○平和啓発事業の実施、推進 (1) 原爆パネル展の実施及びパネルの貸出 (2) 平和に関するイベントを開催 (3) 平和関連団体と協調・連携し事業を推進	(1) 通年 (2) 年度内 (3) 通年	原爆パネル展の開催 6か所 平和イベントの開催 1回	(1) 原爆パネルの展示（中央、城南、塩田、上野が丘、川西、武石の6公民館と、丸子、真田の2地域自治センター）と原爆死没者の慰霊・平和祈念の黙とうの周知を行いました。 (2) 平和祈念事業実行委員会を立ち上げ、会議を開催しました。 (3) 7月5日に行われた「平和大行進」と7月27日に行われた「反核平和の火リレー」へ支援を行いました。	(1) 原爆パネルの展示8箇所（中央、城南、塩田、上野が丘、川西、武石の6公民館と、丸子、真田の2地域自治センター）と「核兵器禁止条約」の早期締結を求める署名活動に取り組みました。 (2) 平和祈念事業（上田市の戦争遺跡DVD上映、朗読公演他）を開催しました。（参加者285人） (3) 7月5日に行われた「平和大行進」と7月27日に行われた「反核平和の火リレー」へ支援を行いました。		
④ ○市民プラザ・ゆう事業の推進 (1) 主催講座として資格取得支援講座などの開催 (2) “女性相談員によるなんでも相談”開催 毎週火曜・木曜日等実施	(1) 通年 (2) 通年	資格取得支援などの講座を開催し、女性労働者の教養及び能力の向上と福祉の増進を図ります。 女性相談員による相談事業を週2回、弁護士相談を偶数月1回、奇数月2回行い問題解決の一助とします。市民プラザ・ゆう主催講座14講座	(1) 知識教養講座、スキルアップ講座、マインドアップ講座など6講座を実施しました。 (2) 毎週火曜日、木曜日に“女性相談員によるなんでも相談”と、奇数月は第2・第4木曜日、偶数月は第4木曜日に“女性弁護士による法律相談”を実施しました。	(1) 知識教養講座、スキルアップ講座、マインドアップ講座など14講座を実施しました。 (2) 毎週火曜日、木曜日に“女性相談員によるなんでも相談”と、奇数月は第2・第4木曜日、偶数月は第4木曜日に“女性弁護士による法律相談”を実施しました。		
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点		○取組による効果・残された課題			

重点目標		外国籍市民の自立と社会参加による多文化共生のまちづくり		部局名	市民参加協働部	優先順位	5
総合計画における位置付け	第1編 市民が主役のまちづくり 第2章 すべての人の人権が尊重されるまちづくり 第3節 外国籍市民の自立と社会参加による多文化共生社会の実現	まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	戦略 施策体系		2014市長マニフェスト における位置付け		
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け							
現況・課題	上田市の外国籍市民数は、平成29年4月1日現在で52か国、3,414人で、県内で3番目に多い自治体です。現在、外国籍市民は定住化傾向になっており、子育て教育、健康、住居、就労等生活者としてさまざまな課題が生じています。こうした外国籍市民が地域に長く住み続けていくためには、市民の自立と社会参加を促していく必要があります。なかでも、親世代の定住化により、日本に長くとどまるようになる外国籍の子どもたちは、日本人と共に将来のまちづくりを協働して支える担い手となることから、市として自立に向けた総合的な取り組みが必要です。						
目的・効果	少子高齢化・人口減少の進行により、将来にわたって社会・経済活動を持続的に発展させていくためには、労働者としての側面ばかりでなく生活者として外国籍市民が果たす役割は重要なものとなっています。また、日本に定住する外国籍の子どもたちが、次世代の担い手として日本社会において自ら未来を切り開いていける力を養う必要があります（平成28年5月1日現在外国人児童生徒の小中学校在籍数206人）。さらに、地域住民として日本人と外国人がお互いを理解しながら、共に生きるまちづくりを進めることによって、双方にとって住みやすく、安心・安全な「まち」がつけられていきます。						
取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）			
① ○上田市多文化共生推進協会（AMU）を核とした多文化共生事業の推進 (1) 多文化共生事業を推進するAMU（市民、地域グループ、団体、企業、行政等で構成・連携）の運営を支援するとともに、活動の企画・運営への外国人の参画を促します。 (2) 「AMU」の広報・周知を進めます。	通年	(1) 下記の企画・運営の場を設けます。 ・総会（年1回） ・理事会（年4回程度） ・専門部会（交流・学習部会） ・実行委員会（必要に応じて発足） ・会員交流会（年1回） (2) 公民館・自治会等や他組織と共催・連携して事業を行うことにより、「AMU」の広報・周知を進めていきます。	(1) 下記の企画・運営の場を設けました。 ・総会を5月に開催しました。 ・理事会を5月と7月に2回開催しました。 ・専門部会（交流部会、学習部会）を必要に応じて6月～9月に開催しました。 ・10月開催のうえだ多文化交流フェスタの実行委員会を9月に結成しました。 (2) 人権男女共同参画課と共催し「スペイン語講座」を9月から1月まで全10回の予定で開催し、スペイン語を学ぶ生徒とスペイン語を母国語とする方々が交流します。	(1) 下記の企画・運営の場を設けました。 ・理事会を12月に開催しました。 ・専門部会（交流部会、学習部会）を必要に応じて10月～3月に開催しました。 ・会員交流会を12月に開催しました。 (2) 人権男女共同参画課と「スペイン語講座」、国際交流団体flat（信州大学生）と「フードサミットinternational area」、特定非営利活動法人 夢こどもの翼と「中国料理の料理を楽しもう!」、上野が丘公民館等と「防災講座」、生涯学習・文化財課と「うえだ人権フェスティバル」にて、共催または連携して「AMU」の広報・周知を進めました。			
② ○多文化共生のまちづくりに係る市民理解と外国籍市民の自立支援の促進（AMU交流部会との連携） (1) 市民の理解を深めるため、多文化共生に関する講演会等を開催します。 (2) 外国籍市民へ交流の場づくりや災害時の行動における基礎的な知識を伝えていく等さまざまな支援を進めます。 (3) 外国籍市民の自立と社会参加を促すため、交流会や講座を開催します。	通年	(1) 多文化共生のまちづくりに対する市民の理解が深まり、参加・協力が得られるよう、多文化交流フェスタや講演会等を開催します（フェスタ1回、講演会1回）。 (2) 社会参加を促す交流会、外国籍市民を講師とした講座、及び防災講座等を実施します（交流会3回、講座3回）。	(1) 野外交渉会を武石地域で9月に開催しました。 (2) 異国の地に住む悩みなどをお互いに受け止め、地域での繋がりをつくるためのAMU「さくらの会」で、外国籍市民が発案した桜の花見会を、外国籍市民を対象として4月に実施しました。また、外国籍市民を講師とした料理講座を7月と8月に2回開催しました。	(1) うえだ多文化交流フェスタ2017を10月に開催しました。 (2) 異文化理解講演会を11月に開催しました。 (3) 外国籍市民を講師とした料理講座を2月に開催しました。また、防災講座を上野が丘公民館、危機管理防災課、広報シティブロモーションと共催し、2月に実施しました。			
③ ○外国籍市民の日本語習得事業の充実と次世代（子ども）の育成（AMU学習部会との連携） (1) 日本語ボランティア養成ステップアップ講座等により、指導者の技術の向上を目指すとともに、日本語教室の運営を支援します。 (2) 外国籍児童・生徒が自ら未来を切り開いていけるよう学習サポートを学校や地域で行います。	通年	(1) 生活していく上での基盤となる日本語を習得するために、ボランティア養成ステップアップ講座を実施します。 (2) 学習言語としての日本語の習得を目指し、学習支援ボランティアを教育委員会と連携しながら、小中学校等へ派遣します。 (3) 日本語ネットワークと連携し、大人の外国籍市民への日本語学習支援を充実していきます。	(2) 日本語や学習を支援するために、日程や内容を計画しました。神川小学校、東小学校、北小学校、第一中学校へ市民ボランティアを各1人計4人派遣しました。また、教育・進学ガイダンスを県国際化協会と連携して7月に中央公民館で実施しました。	(1) 11・12月に日本語ボランティアステップアップ講座を活動中のボランティア向けに3回開催しました。 (2) 神川小学校、東小学校、北小学校、第一中学校へ市民ボランティアを各1人計4人派遣しました。 (3) 3月に日本語ネットワーク会議を開き、6教室間の連携を図りました。			
④ ○外国籍市民への情報提供と相談窓口の充実 多言語で対応可能な職員を配置し、さまざまな相談に応じるとともに、多言語で情報発信を行います。	通年	(1) 多言語の広報紙を毎月発行します。 (2) 外国人総合相談窓口で各種相談に対応し、相談内容に応じて他専門部署と連携していきます。 (3) バイリンガル相談員は相談員研修会等に参加し、一層のスキルアップの向上を図ります。	(1) ポルトガル語と中国語で毎月広報紙を小中学校や派遣会社等へ配布しました。 (2) 多言語で対応可能な職員を窓口配置して、住民登録関係等の総合相談を実施しました。必要に応じて他部署と連携し生活支援を行いました。	(1) ポルトガル語と中国語で毎月広報紙を小中学校や会社等へ配布し、2月からは更に配布範囲を広げました。 (2) 多言語で対応可能な職員を窓口配置して、住民登録関係等の総合相談を実施しました。必要に応じて他部署と連携し生活支援を行いました。 (3) 2名のバイリンガル相談員が12月と2月にそれぞれ相談員研修会に参加し、スキルアップの向上を図りました。			
⑤ ○外国人集住都市会議と連携した国等への要望の実施 外国人集住都市会議参加の22都市が連携し、自治体単独では解決できない法律や制度上の課題について、国等への要望を検討します。	通年	(1) 長野・岐阜・愛知ブロック会議（年6回程度）のテーマについて協議します。 (2) 全体会（年2回程度）に参加します。	(1) (2) ブロック会議4回と全体会1回に出席し、主に、11/20に開催する外国人集住都市会議（首長会議）の内容について協議しました。	(1) (2) ブロック会議3回と全体会2回に出席し、今年度の外国人集住都市会議（首長会議）の報告を共有しました。			
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 (1) 異文化体験や多文化交流を求める市民が多くなっていることから、上田市多文化共生推進協会を中心に、地域の諸団体とも連携しながら、大勢の市民が参加し交流できるイベント等を企画・開催します。また、その活動のさらなる広報・周知に努めます。 (2) 外国籍市民との積極的な交流や支援を望んで、イベントや子どもサポートのボランティアを志向する市民が増えていることから、協会を中心に意欲ある市民を支援し、活躍できる場の提供を行います。 (3) 外国籍市民の定住化が進んでいることから、外国籍市民が自立し、かつ自ら積極的に社会参加できるような取組を進めます。		○取組による効果・残された課題 (1) 上田市多文化共生推進協会を中心に、信州大学国際交流団体、NPO法人、市の他部署などと連携しながら、語学や料理講座等市民が参加し交流できるイベントを企画・開催しました。課題は、当協会の広報・周知に依る更なる多文化共生社会の推進です。 (2) 協会での会員研修会や、日本語ボランティア向けにステップアップ講座を開催したり、多国籍の市民が交流できる機会を設けるなど、活躍できる場や知識の提供を行いました。課題は、市民が提供する側に立つ場面を創り出すことです。 (3) 外国籍市民の社会参加を目的として、外国籍市民が講師となり、自国の文化、言語、料理等を伝える講座を開催しました。				